

検討調書記載以外の調整及び関連条例等改正の概要

1. 検討調書記載以外の調整

(1) 「参加」・「傍聴」の文言を、町民参画を積極的に目指す観点から「参画」に置き換える。・・・議会基本条例及び関連条例等

(2) 法令用語の簡易表現化

①大文字表記の促音を小文字に（例；「当たつて」⇒「当たって」）

②「及び」「又は」「若しくは」などの接続詞の「・」表記

～条例等の誤解釈を生まないよう注意する。

2. 関連条例等改正作業の概要

次の条例等についても、上記1の整理と議会基本条例等との整合性の調整を進めている。

なお、(3)については、検討調書「第4条」改善策記載のとおり、「政治倫理条例」に改正する作業を進めている。

(1) 「福島町議会会議条例」

(2) 「福島町議会への参画を奨励する規則」

(3) 「福島町議会の不当要求行為等を防止する条例」

(4) 「福島町議会の運営に関する基準」